

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献します。」を企業理念の一つとして掲げており、気候変動問題を始めとした社会課題の解決に貢献し、すべての人々と地球環境にとって、価値あるサービスを提供することによって、持続可能な社会の実現をめざしています。特に、環境負荷の軽減として、事業活動による環境への影響を考慮した温室効果ガス排出削減、医療廃棄物の削減、リサイクルなどの取り組みについて、当社の重要な経営課題の一つとして認識しており、様々な取り組みを行っています。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は「社員の健康は企業の誇りであり財産である」という考え方のもと、社員一人ひとりの健康と社員がいきいきと活躍できる安全で健康な職場づくりを推進しています。当社の健康経営の取り組みやノウハウの共有・提供を通じ、よい医療を支えるヘルスケア企業として取引先と連携・共存共栄を進め、社会の発展と多くの人びとの生活の向上へ貢献することで企業としての使命を果たしてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

社訓の一つに掲げる「取引先のよきパートナーとして、その信頼に応えます。」という言葉を実践し、サプライチェーンの全てのステークホルダーとの連携と共存共栄を追求することで、より強固なパートナーシップを築いていきます。これにより、取引先との信頼関係をさらに深め、双方が成長できるビジネス環境を創出します。

2025 年 2 月 21 日

(2025 年 4 月 1 日 代表者変更による更新)

総合メディカルグループ株式会社
企 業 名

代表取締役社長 多田 莊一郎
役職・氏名（代表権を有する者）